特集 8月は「道路ふれあい月間」

みんなでつくろう! 安全・快適な道路環境

毎年8月は「道路ふれあい月間」です。わたしたちの生活に身近な存在の道路を安全で快適なものにするため、わたしたちにできることをこの機会に考えてみましょう。

どこが市道なの?

ホームページでも分かります

道路には国道・県道・市道のほか、農道や私道などがあります。市道かどうかを調べるには、市へ問い合わせるほか、市のホームページでも調べることができます。検索方法は、トップページ【各種地図検索】→e～よまちナビ【市道路線情報地図】で確認できます。

本市の市道の長さを全部合わせると、平成21年度末の時点で約1700キロ(実延長)あり、九州の鹿児島市から北海道・富良野市辺りまでを直線で結んだ距離に相当します。

未舗装道路は危険

後退用地の寄付にご協力を

住宅などの建築で道路後退が生じる場合、市道に面している後退用地を市に寄付すると、市が路面舗装や維持補修を行います。安全で快適な道路環境作りのため、建築後退用地の市への寄付にご協力ください。

寄付の手続きなど詳しくは、お問い合わせください。

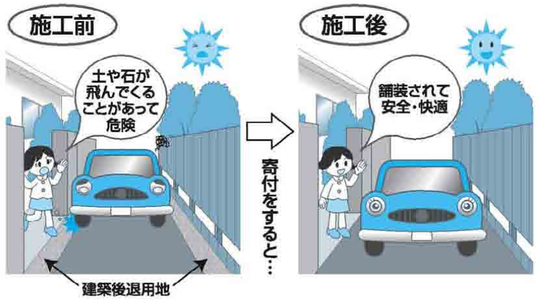

夜道を照らす道路照明灯

異常があれば連絡を

車や歩行者の安全を守るため夜間、道路を明るく照らす道路照明灯。もしも夜間に消えていたり、昼間でも点灯していたりする道路照明灯を発見したときは、道路管理課へご連絡ください。

電柱などに設置している蛍光灯照明は、ほとんどが町内会・自治会などが設置している防犯灯です。もしも夜間に消えているなど異常がある場合は、お住まいの町内会などの代表者に相談してください。

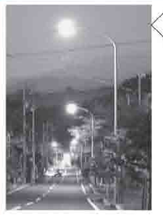

これは道路照明灯。専用の支柱に取り付けています。

これは防犯灯。電柱などに取り付けられている蛍光灯照明です。

市道に商品や看板置かないで

看板設置などは許可が必要

市道上に立て看板やのぼり、商品を置くことは禁止されており、袖看板・日よけ・建設用足場などを設置する場合には、道路管理者の(占用)許可が必要です。電柱や道路照明灯、街路樹などへの看板設置も禁止されています。設置できる袖看板や日よけの条件は左図のとおりです。

許可申請など、詳しくはお問い合わせください。

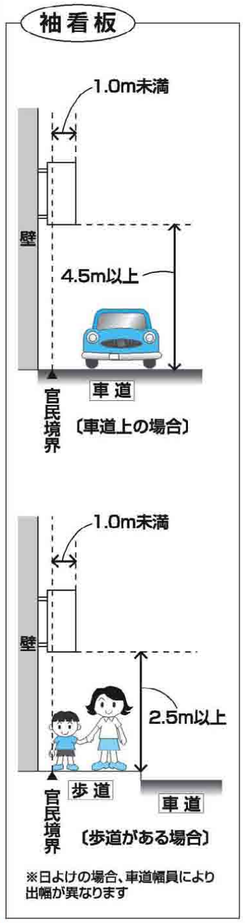

生け垣の手入れ忘れずに

生け垣や植木が道路に張り出して通行の迷惑にならないよう、手入れと管理をお願いします。

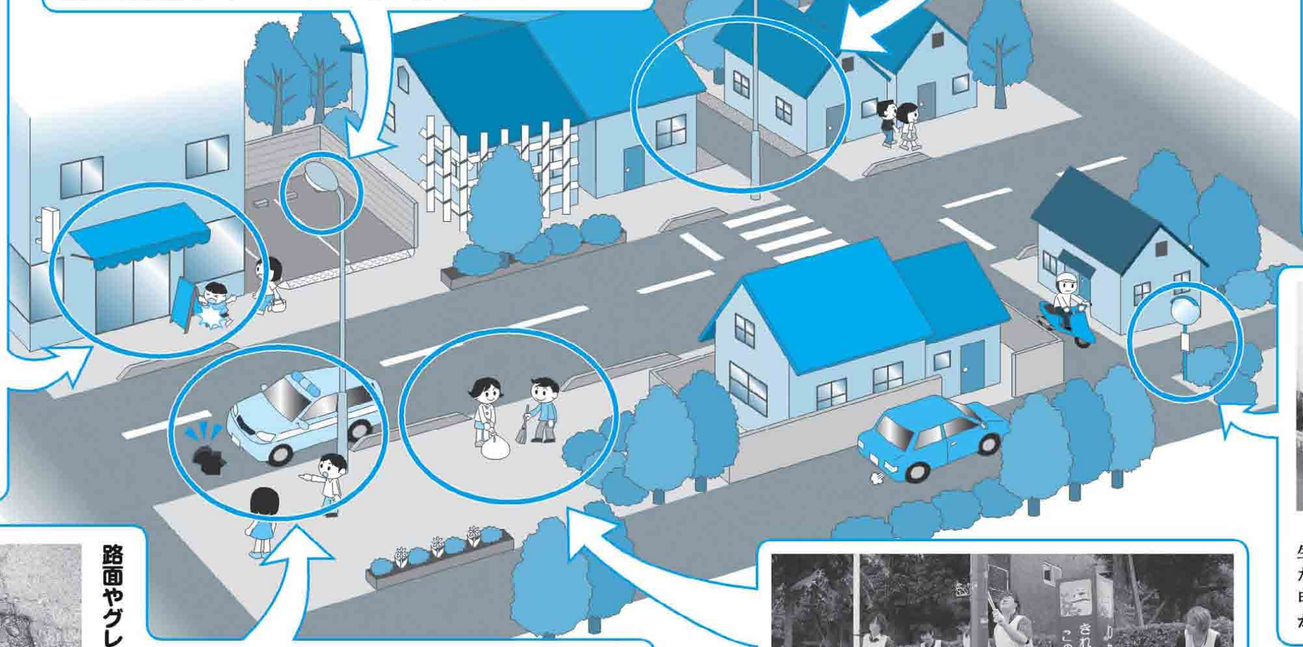

カーブミラーをつけてほしい

町内会長・交通指導員に相談を

カーブミラーは、設置基準を満たす市道の交差点や曲がり角など、見通しが悪く、車の通行に危険な所に設置します。希望する場合は、市内各地区の町内会長か交通指導員を通して申請してください。

既に設置しているカーブミラーの補修など、詳しくはお問い合わせください。

事故防止に役立っています

樋野 英二さん(常竹)

この交差点で昨年、衝突事故が2件発生したので、当時町内会長をしていたわたしが代表して市にカーブミラーの設置申請をしました。カーブミラーが出来てからは事故もなく、感謝しています。

身近な道路を美しく

企業・学生らが清掃ボランティア

市道の美化や安全を守るためのボランティア制度があります。

「まつやまマイロード制度」に現在登録している40団体は、ロードヘルパーとして市道の清掃ボランティア活動を行っています。

また「道路注意速報士(みちレンジャー)」制度に登録している小中学生らは、市道の異変や路面の傷みなどの情報を、いち早く電話やメールで市に通報してくれています。

各制度への市民の皆さんの参加をお待ちしています。

ボランティアで心すがすがしく

松山大学(文京町)は、平成15年度に「まつやまマイロード制度」の認定を受け、年間5～6回、学生ら約70人が学校周辺の歩道を中心にごみ拾いや草引きをしています。1回生のときから参加している大家崇裕さん(3回生)は「道路がきれいになると心もすがすがしくなるし、ボランティアを通じて友人も増えました」と汗をふきながら笑顔で話しました。

ボクらも参加しています マイロード清掃

学校周辺の道路を清掃している松山大学の学生ら

道路に穴や凸凹が…

パトロール・通報で早期発見、早期補修

道路の傷みや陥没などは、事故の原因になる場合があります。市では、道路パトロールや市民の皆さんからの通報により、路面の破損などの早期発見と早期補修に努めています。

道路パトロールカーは、道路の傷みなどを確認するため低速で走行します。後続車などにご迷惑をお掛けしますが、ご協力をお願いします。

道路パトロールカー

路面やグレーチングなどに異常があれば通報を

道路の舗装のはがれ

グレーチング(網ふた)

お問い合わせは、道路管理課 各担当へ

●市道の維持管理・道路パトロール・カーブミラー整備・道路ボランティアについては総務・計画・管理担当=☎948 6471・6907・6469

●市道の舗装・維持補修などについては補修工事担当=☎948 6478

●道路占用および占用物件などについては占用許可担当=☎948 6473

●道路用地の寄付採納などについては路政担当=☎948 6472

※ファクスは各担当共通=FAX 934 1805